

(電子メール施行)
教体第1193号
令和2年5月21日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

学校における教育活動の再開について

5月21日に緊急事態宣言が解除され、最近の県内及び近隣府県の感染状況を踏まえ、6月1日から学校における教育活動を再開します。

については、感染防止対策を徹底するとともに、保護者にも十分な説明を行いながら、下記のとおり進めるようお願いします。

なお、今後、再び感染者数が増加するなど、地域の状況に大きな変化があった場合には、教育活動を制限することもあり得ますのでご注意ください。

記

1 教育活動の形態について

6月14日までは、学校の実態に応じた分散登校とし、活動は以下のとおりとする

- (1) 児童生徒等の過度な負担とならないよう配慮する
- (2) 教育活動については、校内に限る
- (3) 部活動について

- ① 活動時間：1日90分を上限とする
- ② 活動を行う日：月～金に2日及び土日に1日を上限とする
- ③ 対外試合、合同練習、合宿は認めない

※6月15日以降の取扱いについては、改めて通知する

2 特別支援学校について

特別支援学校については、上記の基準を踏まえて、学校毎に対応する

3 定時制・多部制・通信制課程について

定時制・多部制・通信制課程については、上記の基準を踏まえて、学校毎に対応する

4 感染拡大防止対策について

文部科学省作成の、5月13日付け「教育活動の再開等に関するQ&A」、「学校の新しい生活様式」(明日発出予定)等を十分参照するとともに、以下の感染防止対策を徹底すること

- (1) 活動場所の2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行うこと
- (2) 活動場所における児童生徒間のスペースを十分に(1m以上)確保すること
- (3) 登下校時も含めて、児童生徒にできるかぎりマスクを着用させること
- (4) 教室で活動する場合には、前列1列目の座席には児童生徒を座らせないなど、教壇との距離を確保すること
- (5) 教職員はマスク等をできるかぎり着用し、会話等の際の飛沫防止に努めること

5 その他

5月31日までの臨時休業期間中の登校可能日の設定については、全ての学区で週2日を上限とする

(電子メール施行)
教体第1193号
令和2年5月21日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

学校における教育活動の再開について

5月21日に緊急事態宣言が解除され、最近の県内及び近隣府県の感染状況を踏まえ、県の災害対策本部会議からの休業要請も解除されたことから、県立学校における6月1日からの教育活動再開について、別添のとおり通知しました。

つきましては、参照のうえ、各設置者において対応するようお願いいたします。

なお、5月31日までの臨時休業の取り扱いについては、各設置者の判断とします。